

物価高騰対策給付金（全市民対象）のお知らせ

物価高騰対策給付金とは？

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民のみなさまへ、物価高騰対策給付金を支給します。この給付金は、国の重点支援地方交付金を活用しています。

◎ 対象者

基準日（令和8年2月1日）に、多賀城市の住民基本台帳に記録されている方

◎ 金額

対象者1人につき5,500円（世帯単位で世帯主へ給付）

【配偶者からの暴力を理由に避難している方への支援】

配偶者からの暴力を理由に避難している対象者で、事情により令和8年2月1日以前に住民票を移すことができない方は、下記に記載の手続きをしていただくと、以下の措置が受けられます。

- ① 世帯主でなくとも、同伴者の分を含めて、物価高騰対策給付金の申請を行い、給付金を受け取ることができます。
- ② 手続きを行った方とその同伴者分の物価高騰対策給付金は、世帯主（配偶者など）からの申請があっても支給しません。

【対象となる配偶者からの暴力を理由に避難している方の要件】

次の①～②のいずれかに該当する方

- ① 配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けていること
- ② 女性相談支援センターや配偶者暴力相談支援センター等による証明書が発行されていること

◎ 申出期間中（令和8年2月1日から2月13日まで）に、

多賀城市役所担当窓口へ次の書類のいずれかを添付し、「申出書」を提出して下さい。

※「申出書」は、配偶者からの暴力を理由に避難していることを申し出るものです。

※令和8年2月13日を過ぎても、「申出書」を提出することはできます。

- ・ 保護命令決定書の謄本等
 - ・ 女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書、確認書
- ※ 同伴者がいる場合は、同伴者についても記載されていることなどが必要です。

- ◎ 物価高騰対策給付金の申請手続きは、申出手続きとは別に行う必要があります。
- ◎ 詳細につきましては、給付金専用コールセンターにお問い合わせください。